

令和6年7月8日

盛岡 広域振興局長

提出者 岩手庄子運送株式会社
住所 〒020-0842 盛岡市湯沢16-15-12
氏名 代表取締役 庄子 清信

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

主たる工場又は事業場の 名称	岩手庄子運送株式会社	*整理番号	
主たる工場又は事業場の 所在地	盛岡市湯沢16-15-12	*受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	453 kl	*施設番号	
自動車の使用台数	50 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制 のための措置			
その他の地球温暖化の 対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条 第1項に定める連鎖化事業者			

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
		k0
		k0
		k0

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- 2 エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- 3 エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 4 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
- 5 2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。

別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類		(5) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出 量 (t-CO ₂)	
		エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量					
		数値 A	単位 B	熱量(GJ) C	数値 D	単位 E	熱量(GJ) F			
化石 燃料	原油(コンデンセートを除く)		kL			kL				
	原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL				
	揮発油(ガソリン)	3.70	kL	124		kL		124	8	
	ナフサ		kL			kL				
	ジェット燃料		kL			kL				
	灯油	4.80	kL	175		kL		175	12	
	軽油	454.00	kL	17,252		kL		17,252	1,189	
	A重油		kL			kL				
	B・C重油		kL			kL				
	石油アスファルト		t			t				
	石油コークス		t			t				
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)		t			t			
		石油系炭化水素ガス		千m ³			千m ³			
		液化天然ガス(LNG)		t			t			
	可燃性天然ガス	その他可燃性天然ガス		千m ³			千m ³			
		原料炭	輸入原料炭		t		t			
			コークス用原料炭		t		t			
	吹込用原料炭			t		t				
	一般炭		輸入一般炭		t		t			
	石炭	国産一般炭		t			t			
		輸入無煙炭		t			t			
		石炭コークス		t			t			
	コールタール		t			t				
	コークス炉ガス		千m ³			千m ³				
	高炉ガス		千m ³			千m ³				
	発電用高炉ガス		千m ³			千m ³				
	転炉ガス		千m ³			千m ³				
	その他の燃料	都市ガス		千m ³			千m ³			
		()								
非化石 燃料	()									
	黒液		t			t				
	木材		t			t				
	木質廃材		t			t				
	バイオエタノール		kL			kL				
	バイオディーゼル		kL			kL				
	バイオガス		千m ³			千m ³				
	その他バイオマス		t			t				
	RDF		t			GJ/t				
	PPF		t			GJ/t				
	廃タイヤ		t			GJ/t				
	廃プラスチック(一般廃棄物)		t			GJ/t				
	廃プラスチック(産業廃棄物)		t			GJ/t				
	廃油		kL			GJ/kL				
	廃棄物ガス		千m ³			千m ³				
	混合原料		t			t				
	水素		t			t				
	アンモニア		t			t				
その他燃料()										
小 計 ①							17,551		1,210	
熱	産業用蒸気		GJ			GJ				
	産業用以外の蒸気		GJ			GJ				
	温水		GJ			GJ				
	冷水		GJ			GJ				
	地熱		GJ			GJ				
	温泉熱		GJ			GJ				
	太陽熱		GJ			GJ				
	温水熱		GJ			GJ				
	小 計 ②									
電気	電気事業者①		千kWh			千kWh				
	電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh			千kWh				
	自己発電(非燃料由来を除く)		千kWh			千kWh				
	自家発電	太陽光		千kWh			千kWh			
		水力		千kWh			千kWh			
		風力		千kWh			千kWh			
		その他		千kWh			千kWh			
小 計 ③										
合 計 ④=①+②+③							17,551		1,210	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	453	kL
--------------	-----	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区 分		温室効果ガスの排出量	
二酸化炭素の排出量	エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	1,210	t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素		t-CO ₂
メタンの排出量			t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量			t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量			t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量			t-CO ₂
三ふっ化硫黄の排出量			t-CO ₂
合 計		1,210	t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方により換算してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により定めてください。

3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計

別紙 その3（自動車用）

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量（5年度）

自動車			二酸化炭素の排出	
燃料別	保有台数	燃料使用量	排出係数（B）	排出量
ガソリン	3（2）	3,739 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	8,563 kg-CO ₂
軽油	47（1）	454,147 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	1,189,623 kg-CO ₂
LPG	（ ）	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.477 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	（ ）		kg-CO ₂ /（ ）	kg-CO ₂
合計	50（3）			1,198,186 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の（ ）には、ハイブリッド車の台数（内数）を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

令和5年度の基準に対し3年間で燃費を1%向上させる。

【具体的な取組】

○エコドライブ

燃費データの分析とフィードバック

省燃費講習会の参加

○輸送の合理化

空車率の向上

○電動車

ハイブリットへの代替

○自動車利用抑制

拠点間の会議はオンラインにし、自動車での出張を減らす。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組（駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等）
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車等）の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項

ごみを分別して減量化

冷暖房の温度設定をこまめに確認

家電購入時は省エネタイプを購入